

議案第67号

愛と元気の日野町ふるさと基金条例の一部改正について

愛と元気の日野町ふるさと基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月4日提出

日野町長 塚田 淳一

愛と元気の日野町ふるさと基金条例の改正が必要な理由と概要

1 趣旨

ふるさと基金を財源として行う事業に住民の生命・健康及び生活に直接関係する公共交通事業、日野病院組合支援を加え、日野町出身者をはじめ町にゆかりのある層等に広く応援を求める。

2 改正内容

寄付金を財源とすることができる事業として第3条に「生活基盤を支える公共交通事業」「地域医療の中核を担う日野病院組合支援事業」を追加する。

3 附則

施行期日は公布の日とする。

愛と元気の日野町ふるさと基金条例の一部を改正する条例
愛と元気の日野町ふるさと基金条例(平成20年日野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業の区分)</p> <p>第3条 第1条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活基盤を支える公共交通事業</p> <p>(6) 地域医療の中核を担う日野病院組合支援事業</p> <p>(7) 略</p>	<p>(事業の区分)</p> <p>第3条 第1条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この条例は公布の日から施行する。

